

「小児かかりつけ診療料」に関する説明書

当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。当院をかかりつけ医とされていても、他の医療機関を受診することは自由にできます。ただし、「小児かかりつけ診療料」は1人の患者さんにつき1医療機関が対象になっています。(他で「かかりつけ医」に同意されていても当院を受診することはできません)

1. 急な病気の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
2. 発達段階に応じた助言・指導などを行い、育児相談に応じます。
3. 予防接種の接種状況を確認し、接種スケジュールの相談に乗ります。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
4. 専門的な医療を要すると判断した場合は、適切な専門施設に紹介します。
5. 「小児科かかりつけ診療料」に同意された患者さんからの電話等による問い合わせに対応します。

夜間の診療については、小児科専門医（当院医師も出務しています）が常駐する岡崎市医師会夜間急病診療所（365日受付 19:30-22:30 Tel:0654-52-1906）を受診してください。休日・祝日は、岡崎市休日緊急当直医療機関を受診してください。受診したほうがいいかどうか迷うときは、小児救急電話相談#8000（365日、19:00-翌朝8:00）に相談してください。

対象は6歳未満で、当院をかかりつけ医とされている方です。登録は任意で、解除は申し出があればいつでも可能です。登録されてもされなくても、実際の診療内容には変わりなく、登録されないことで不利になることはありません。登録された患者さんには「小児かかりつけ診療料2」を保険で算定します。こども受給者証をお持ちの方は、自己負担はありません。

上記の内容を理解した上で、緑の森こどもクリニックをかかりつけ医とすることに同意します。

_____年__月__日

お子さんの名前：_____

保護者氏名：_____